

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年2月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡野辺地町及び六ヶ所村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 49,990 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4 年 9 月 1 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 1 1 月 8 日
青森県知事意見受理	令和 5 年 2 月 8 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 2 月 2 7 日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

**株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)野辺地風力発電事業更新計画環境
影響評価方法書」に対する勧告内容**

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、近年の集中豪雨による降雨の傾向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 両生類及び昆虫類の調査時期については、梅雨明けの時期等も考慮して、設定すること。
3. 魚類及び底生動物の調査地点については、適切な調査地点及び時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)